

平成18年大洲市議会第3回定例会会議録 第1号

平成18年9月20日（水曜日）

出席議員

1番 大野 立志
2番 上田 栄一
3番 安川 哲生
4番 福積 章男
5番 山本 光明
6番 西村 豊
7番 武田 雅司
8番 中野 寛之
9番 二宮 淳
10番 梅木 良照
11番 梶田 和美
12番 村上 常雄
13番 水本 保
14番 岩田 忠義
15番 宮本 増憲
16番 叶岡 廣志
17番 後藤 武薫
18番 有友 正本
19番 古野 青弘
20番 矢間 一義
21番 向井 敏憲
22番 岡 孝志
23番 吉岡 猛
24番 清水 久二博
26番 山下 勝利
27番 中野 茂明
28番 吉岡 昇平
30番 小泉 紘文

欠席議員

25番 田中 堅太郎
29番 大野 新策

出席理事者

市長職務代理者
助 役
収 入 役

総務部

部長

副部長兼危機管理課長

副部長兼総務課長

人事秘書課長

総務課長補佐

総務課行政係長

企画財政部

部長

財政課長

財政課長補佐

市民福祉部

部長

保険環境課長

大洲学園長

建設農林部

部長

副部長兼農林水産課長

治水プロジェクト

担当副部長心得

長浜支所

支所長

肱川支所

支所長

河辺支所

支所長

農業委員会

事務局長

教育委員会

委員長

教育長

教育部長

公営企業

首 藤 馨
田 上 隼 藏

小 島 健 市

白 石 隆 壽

上 川 慶 信

神 元 崇

篠 原 雅 人

往 田 秀 樹

上 村 孝 廣

松 田 眞

松 本 一 繁

佐 伯 幸 一

岡 村 清 利

金 野 茂 生

城 戸 良 一

松 岡 良 明

二 宮 勝

櫻 田 和 明

滝 野 弘 志

河 本 治

蔵 田 伸 一

岩 田 徳 幸

叶 本 正

尾 崎 公 男

病 院 長 谷 口 嘉 康
病院事務局副部長 垣 内 哲
監 査 員 藤 川 卓 見
委 員 藤 川 卓 見

~~~~~

#### 出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 池 田 悦 子  
事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男  
議 事 係 長 谷 野 秀 明

~~~~~

議事日程

平成18年 9 月20日 午前10時 開 会

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

会期の決定

日程第 3

第106号議案 大洲市立大洲学園条例の制定について

第107号議案 大洲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第108号議案 大洲市乳幼児医療費助成条例等の一部改正について

第109号議案 大洲市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 4

第 98号議案 平成18年度大洲市一般会計補正予算(第 3 号)

第 99号議案 平成18年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

第100号議案 平成18年度大洲市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

第101号議案 平成18年度大洲市土地取得

造成特別会計補正予算(第 1 号)

第102号議案 平成18年度大洲市病院事業会計補正予算(第 2 号)

第103号議案 大洲市国民保護対策本部及び大洲市緊急対処事態対策本部条例の制定について

第104号議案 大洲市国民保護協議会条例の制定について

第105号議案 大洲市災害派遣手当の支給に関する条例の制定について

第110号議案 財産の貸付について

第111号議案 大洲市総合計画基本構想について

第112号議案 字の廃止について

第113号議案 平成17年度大洲市歳入歳出決算の認定について

第114号議案 平成17年度大洲市企業会計決算の認定について

第115号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて

(提案理由説明)

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第106号議案～第109号議案

日程第 4 第98号議案～第105号議案、第110号議案～第115号議案

~~~~~

午前10時00分 開 会

○清水久二博議長 ただいまから平成18年大洲市議会第3回定例会を開会いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 市長職務代理者より議会招集のあいさつがあります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 おはようございます。開会に当たり、大森市長にかわりまして一言ごあいさつを申し上げます。

大森市長は、御案内のように去る7月18日から19日にかけて手術を受けられ、以降きょうまでその療養に専念中でございます。経過は良好でありまして、今議会にはぜひとも出席をしたいと公務復帰への強い意欲を持っておりましたが、より完全な形での公務復帰にはいましばらくの期間が必要であるとの担当医師の所見もありまして、残念ながら出席ができません。議員各位、市民の皆様には長引く入院により大変な御迷惑と御心配をおかけいたし、まことに申しわけなく、心苦しく存じている、何とぞ事情を御賢察の上、御理解と市政への御協力を賜りたく、よろしく願いいたしたいとのことでありますので、ここに御報告を申し上げる次第でございます。

ところで、幼い3人の命が犠牲となりました福岡市職員の飲酒運転による悲惨な事故発生以来、連日のように報道されております公務員の飲酒運転に関しましては、これだけ騒がれているにもかかわらず、なぜこうも続発するのか腹立たしい気持ちさえいたしております。全職員に対しましては、9月11日付で、飲酒運転を絶対にしないよう、またさせることのないようメールで注意を喚起したところでございます。

さらに、当の福岡市を初め全国、県内各市町でも懲戒処分基準見直しの機運が高まっておりますが、当市といたしましても飲酒運転のう

ち、酒酔い運転は即懲戒免職、酒気帯び運転につきましては最も軽い処分でも停職1カ月以内とするなど、同乗者を含めた処分基準の厳罰化を検討しているところでございまして、職員の意識をいま一度覚醒させ、飲酒運転の撲滅に強力に取り組んでまいり所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日は平成18年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、市政推進に際しましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

本議会におきましては、平成18年度の一般会計ほか補正予算案を初め、武力攻撃等の有事から国民を守るための国民保護法の施行に伴います大洲市国民保護協議会条例等の制定や公務災害補償等に関する条例の一部改正、大洲市総合計画基本構想の制定、平成17年度における決算の認定その他について御提案申し上げているところであります。それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案理由の中で順次御説明申し上げたいと存じますので、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、九州地方を中心に大きなつめ跡を残しました台風13号につきまして、当市においては自主避難をされました方が22世帯、32人ありましたものの、把握できております限りでは格別被害の発生がなかったことを御報告申し上げまして、今定例会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 市長職務代理者より第98号議案から第115号議案までの議案18件の提出が

ありましたので、報告いたします。

次に、閉会中議長において受理いたしました請願3件につきましては、請願・陳情文書表としてお手元に配付しておりますから、御了承願います。

なお、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してありとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番安川哲生議員、4番福積章男議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から10月4日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、会期は本日から10月4日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、今定例会の会期中における会議の予定は、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第106号議案から第109号議案までの議案4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 それでは、第106号議案大洲市立大洲学園条例の制定について、御

説明申し上げます。

現在、大洲学園は、児童福祉法に基づく知的障害児施設、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設として運営しております。

障害者自立支援法が、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することを目的として制定され、その関連する規定の施行に伴いまして、従前の条例の全部を改正しようとするものでございます。

その主な内容は、根拠法の異なる児童部と成人部を明確に区分し、児童部におきましては、従前の措置入所から契約入所に移行することとなりましたので、成人部と同様に利用したサービス量や所得に応じた公平な負担を求めることとするものでございます。

なお、障害者自立支援法の経過措置によりまして、成人部につきましては、平成24年3月31日までの政令で定める日までの間は従前の例により運営できることとなっておりますので、障害者自立支援法に基づく施設への移行準備が整うまでの間は、従前のとおり運営することとしております。

次に、第107号議案大洲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員災害補償法等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

その主な内容は、複数就業者と単身赴任者の移動を新たに通勤災害の対象とするとともに、障害者自立支援法の施行に伴い条文中の根拠法律等をあわせて変更するものでございます。

次に、第108号議案大洲市乳幼児医療費助成条例等の一部改正について御説明申し上げます。

大洲市乳幼児医療費助成条例、大洲市母子家庭医療費助成条例、大洲市重度心身障害者医療

費助成条例の3条例を、健康保険法等の一部改正に伴い、愛媛県の各医療費助成事業の補助金交付要綱の一部が改正されましたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

その主な内容は、保険給付の種類及び低所得者に配慮した利用者負担区分を変更するものでございます。

次に、第109号議案大洲市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

その主な内容は、一定以上の所得を有する70歳以上の被保険者の負担割合を2割から3割へと変更し、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げるものでございます。

ただいま御説明いたしました条例の制定並びに一部改正につきましては、根拠となる法律の施行日が平成18年10月1日となっておりますことから、すべて同日を条例の施行日としております。

以上、第106号議案から第109号議案までの4件につきまして、一括して御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第106号議案から第109号議案までの議案4件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第115号議案の議案14件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 それでは、ただいまから提案しております平成18年度一般会計補正予算を初め当面する市政の諸案件につきまして御審議をお願い申し上げますのでありますが、これに先立ちましてその概要を申し述べ、議員各位を初め市民の皆様方の御理解と御協力をお願いする次第であります。

さて、小泉首相の総裁任期は9月30日となり、政府・与党は次の日本のトップリーダーを実質的に決める自民党総裁選の告示を8日とし、投開票を本日、その後臨時国会を26日に召集し新政権を発足させる方針であります。政権交代はちょうど5年5カ月となり、一つの時代が終わり、次の新しい時代が始まろうとしております。

小泉政権では、「官から民へ」、「国から地方」へのスローガンのもと、さまざまな改革に挑戦されましたが、金融再生と相まって景気回復に貢献されたことは成果であると思っております。

ます。

しかし、行政サービスの効率化を目指した国と地方との税財政改革、いわゆる三位一体の改革が進められておりますが、地方におきましては大きく影響が及んだところでございます。各候補者とも、次期政権におきましては改革を継承される一方、改革で生じた地域間格差などの痛みにも配慮する考えを表明されておられますが、ぜひとも実行していただきたいと期待をしているところであります。

次に、景気の動向であります。日銀は7月14日の政策委員会・金融政策決定会合で5年4カ月ぶりにゼロ金利政策の解除を決定し、金利機能が復活し、従前公定歩合と言われていた補完貸付の基準利率も0.1%から0.4%に引き上げ、景気の現状評価に関する表現を「着実に回復を続けている」から「緩やかに拡大している」に変更しております。

また、政府は、7月の月例経済報告では物価の基調判断を前月に続き上方修正し、約5年ぶりに「デフレ」の表現を削除し、足元の物価動向はデフレではないとの認識を示し、8月の月例経済報告でも景気の基調判断を「回復している」と6カ月続けて据え置いております。

また、7月18日の閣議に提出された2006年度の経済財政白書では、白書の冒頭で「日本は平時の経済に復帰しつつある」と宣言し、日本経済について「デフレ脱却に向けた着実な進展が続く」と、長く苦しんだデフレからの脱却が近いと評価しております。

しかしながら、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況に変わりはなく、今後とも積極的な経費節減に努め、健全財政の維持を図ってまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしております議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

今回提案しております一般会計補正予算であります。補正額は4億3,502万5,000円となり、これにより本年度の予算総額は245億

7,668万3,000円となります。これを前年度同期予算と比較いたしますと、5億817万8,000円、2.0%の減となるのであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合わせました全会計の総額は501億8,171万3,000円となり、前年度同期予算と比較すると20億6,805万1,000円、4.3%の増となっております。

それでは、主な施策につきまして申し上げます。

まず、総務費についてであります。

市役所本庁舎における受動喫煙防止対策につきましては、現在建物内の一角に喫煙コーナーを設けて分煙の措置をとっておりますが、健康増進法に定める受動喫煙防止措置としては不十分でありますことから、さきの議会でも申し上げましたように、建物内を禁煙とし、その対策を徹底することにいたしました。そのため、来庁者及び職員の喫煙場所として屋外に喫煙コーナーを設置することとし、所要の予算を措置いたしました。

また、新市発足に合わせ地域間格差のない円滑な事務事業が執行できるよう、効率的な電算システムや地域イントラネット等の基盤を整備してまいりましたが、実際にシステムを運用する中で必要なシステム改良費及び地域イントラネット伝送路の維持管理に所要の予算を追加いたしております。

次に、民生費について申し上げます。

まず、高齢者福祉であります。高齢化の一層の進展など社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築し、高齢者が尊厳を維持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことをできる社会を実現するため、昨年度介護保険法が改正され、予防重視型システムへ転換等が図られました。一部を除きことし4月から新たな制度へ移行することとなり、新しいサービス体系のもと、新制度移行に必要な健診等を行ってまいりましたが、新サービス体系で

の事業量等につきましては当初見込みから調整する必要が生じたため、所要の予算を計上し円滑なサービス提供を図ることといたしました。

また、障害者福祉につきましては、障害者福祉サービスが共通の制度のもとで一元的に行われるよう障害者自立支援法が制定され、ことし4月1日から施行されております。新サービス体系の移行につきましては、おおむね10月から実施されることとなっており、制度の対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者等の皆様への自立支援へのためのサービス提供に支障がないよう、新サービスに対応するための所要の予算を措置いたしました。

次に、児童福祉関係であります。平成18年4月1日より児童手当制度が改正され、支給対象年齢が現在の小学第3学年終了前までから小学校修了前までに拡大され、同時に所得要件が緩和されました。このため、制度改正に伴い支給対象者等の手続等を進めてまいりましたが、支給拡大に伴う必要な手当額の見通しを得ましたので、今回所要の追加措置をいたしました。

また、児童扶養手当につきましても、支給対象者の増加が見込まれることから、今回追加の措置をいたしました。

次に、衛生費について申し上げます。

予防接種は、これまで感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど感染症対策上極めて重要な役割を果たしてきたと言われておりますが、予防接種法等に基づき市町村が各種予防接種を実施することになっております。このうち、麻疹、風疹対策につきましては、予防接種法施行令の一部改正が行われ、より対策を強化するため、ことし4月から麻疹、風疹混合ワクチンによる2回接種制度が導入されることになりました。そのため、必要な予算を追加するとともに、制度移行による混乱が生じないよう適切な対応を図ってまいります。

次に、農林水産業費について申し上げます。

まず、農業の振興であります。自然環境の

保全を図るとともに、資源リサイクルを推進するため、農業用廃プラスチック適正処理事業補助金により農業用廃プラスチックの適正処理について支援することといたしました。

また、県営土地改良事業負担金を計上し、県営中山間地域総合農地防災事業による国営団地の農地保全のための防災工事を推進し、農地の安全確保を図ってまいります。

次に、林業の振興であります。現在、大洲市は全国有数のシイタケ産地となっておりますが、シイタケ生産量の増大及び高品質化を進めるため、えひめ農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金によりシイタケ生産施設の整備を助成し、元気で活力あるシイタケ生産地の構築を支援することといたしました。

次に、土木費について申し上げます。

まず、大洲市土地開発公社が所有する阿蔵・高山用地の問題について申し上げます。

御案内のように、この用地は県立大洲農業高等学校の畜産施設等の移転予定地など大洲市の将来発展に対応するため、昭和61年度から昭和63年度にかけて取得いたしました。しかしながら、当初計画が白紙となり、その後ウエルネスパーク構想や学園都市構想などさまざまな検討をしてまいりましたが、事業化には至らず、長期間保有したままとなり、金利負担がかさむ状態となっております。

昨年6月議会でも申し上げましたように、開発には用地造成や道路等の基盤整備に多額の予算が必要であり、厳しい財政環境下にある大洲市の現状や長期的視点での見通しなど総合的に勘案いたしますと、起債優遇など国の支援制度を利用し、一たん阿蔵・高山用地を市がすべて買い取るにより簿価上昇を抑え、土地利用については財政状況などにより段階的に検討していくことが最善ではないかと判断をいたしました。

このため、さきの議会で御説明いたしました大洲市土地開発公社経営健全化計画を策定し県

知事に提出しておりましたが、このたび計画が認められ、6月30日付で大洲市は土地開発公社経営健全化団体に指定され、国の優遇措置を受けることができるようになりました。

このことから、今議会には阿蔵・高山用地約37ヘクタールの取得費及び進入道路用地の一部取得費につきまして予算を御提案申し上げます。長年の懸案事項がさまざまな経過を経てようやく解決の緒につくものであり、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、県工事負担金として、市内で施工されております県道改良事業による県工事に対して所要の負担金を計上いたしました。

このほか、市民生活の安全確保のため、がけ崩れ防災対策事業や公園遊具などの補修などにつきましても所要額を計上いたしております。

次に、消防費について申し上げます。

まず、自主防災組織であります、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の意識や連帯は大規模な災害に対応するためには必要不可欠であり、自主的に防災活動を行うことができるよう、意識の啓発や組織づくりを促進していく必要があります。

このため、原則として公民館単位での自主防災組織の結成を目指しており、市内すべての地域で今年度中の結成を働きかけております。今回この結成に合わせて自主防災組織の活動を支援するため、ヘルメット等の貸与資機材購入につきまして予算措置をし、大規模災害等に備えることといたしました。

また、消防水利の不便な地域解消のため、地域における防火水槽の整備やホース乾燥塔の設置など、地域消防体制の整備充実についても所要の予算を措置いたしております。

武力攻撃事態等への対応のため有事関連法の一つとして国民保護法が平成16年9月に施行され、武力攻撃による被害を軽減するため、住民の避難誘導など各市町村はそれぞれの地域の実情に即した国民保護計画の策定が義務づけられ

ております。このため、大洲市国民保護対策本部及び大洲市緊急対処事態対策本部条例及び大洲市国民保護協議会条例等の条例制定につきまして御提案を申し上げますとともに、計画策定に係る所要の予算を措置いたしました。

次に、教育費について申し上げます。

子供たちを安心して産み育てられる社会、また子供たちが安全に学び遊べる社会を構築していくことは、私ども大人の願いであり、責任であります。そのため、行政のみならず、家庭、学校、地域が連携しながらさまざまな対策に取り組んでいく必要があります。

今回、登下校時の安全確保対策の一つとして不審者情報を保護者等にメール配信するシステムを導入することにいたしました。また、大洲市公式ホームページにも不審者情報を掲載し、大洲の子供たちが安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

また、児童・生徒が我が国の伝統や文化への関心や理解を深めるとともに、それらを大切にしようとする態度を育て豊かに生きる力をはぐくむことは重要であり、このため我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業により、モデル校において実践研究を行うための予算を措置いたしました。

次に、図書館の建設であります、さきの議会でも申し上げましたように、図書館は市民の生涯学習活動を支える基本的な施設であり、早急に整備する必要があると認識しております。そのため、今回図書館建設検討委員会の設置に必要な予算を措置いたしております。新しい図書館の立地場所や規模などにつきまして、市民の皆様の幅広い御意見などをお聞きしながら施設の構想を検討し、厳しい財政状況もございますが、来年度には基本計画等が策定できるよう図書館建設に向け計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害復旧費であります、7月20日から21日の梅雨前線豪雨に伴います公共土木施設



災害復旧及び林業施設災害復旧のための予算措置を行い、早期復旧を期することにいたしております。

最後に、公債費負担適正化について御報告を申し上げます。

平成17年度の決算に基づき全国市町村の実質公債費比率が公表され、新聞等で報道されたように、大洲市の実質公債費比率は23.1%と、県下20市町の中で最も高い数値となっております。公債費は、過去の借入金を償還するための義務的なものであり、財政運営に大きな影響があることから、財政の健全性をはかる指標の一つとして使用されてきました。今まで公債費比率、起債制限比率などの指標が使われておりましたが、地方債発行が許可制度から協議制度に移行するに当たり、実質公債費比率が新たに指標として導入され、公表されたものであります。

実質公債費比率は、今までの指数では除外されていた特別会計や一部事務組合などの公債費に係る一般会計からの繰出金等も含めて計算されており、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標とされております。

この指数が18%を超えていると、今までと同様地方債発行には許可が必要となり、また25%を超えると一部の起債発行が制限されることになっております。県内では、本市も含め3団体が18%を超え許可団体となっておりますが、当市の指数が最も高く、相対的に厳しい状況にあることが明らかになりました。

このような財政状況を改善するために、本市では昨年、公債費負担適正化計画を策定し、適切な起債発行管理などによる中・長期的に柔軟性のある健全な財政構造を目指した取り組みを始めたところであります。

今後、毎年変化いたします財政環境に合わせてローリングするなど随時見直しながら、公債費負担適正化計画に基づき新市のまちづくりに必要な起債発行と現在の財政状況や次世代の負

担とのバランスを考慮した財政運営を図ることとしております。

このような適切で計画的な起債発行管理を行うことにより、段階的ではありますが、指数も改善される見込みであり、現在の計画では平成24年度には実質公債費比率を18%以下にしていきたいと考えております。

地方自治体を取り巻く厳しい状況は今後も続くと思われませんが、行財政改革の推進などにより将来にわたる財政の健全性を目指しながら、新しい大洲市の建設のため全力を傾注し、市政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、3月議会で申し上げておりました大洲市総合計画基本構想でございますが、総合計画審議会での審議を重ね、このたび基本構想案がまとまりましたので御提案いたしました。

この基本構想案は、アンケート等により市民の皆様からさまざまな御意見をいただき、新市としての課題を整理し、「人きらめく、知行創造、協働」という3つの基本理念を掲げ、今後10年間における将来像「きらめき創造大洲市」と南予の中核都市にふさわしいまちづくりの実現に向けたシンボルプロジェクトや基本目標と施策の大綱などで構成しております。

審議会におきましても、際立つ地方行財政の厳しさや景気の動向を踏まえ、市民と行政が力を合わせ、心豊かな活力ある大洲市を目指すとともに、次代の子供たちに夢を与えるまちづくりとなるよう御審議をいただき、これをおおむね妥当と評価するという答申をいただいたところであります。

今定例会において、基本構想を議決いただいた後、審議過程の御意見等を踏まえ、市民の皆様にご理解と御期待をいただける基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、補正予算等の概要を申し述べましたが、その他、条例の制定ほか諸案件につきまして御提案いたしておりますので、何とぞよろし

く御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○清水久二博議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

9月21日、22日の両日は各自議案審査等のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、9月21日、22日の両日は休会とすることに決定いたしました。

なお、9月23日、24日の両日は市の休日で休会となっております。

9月25日午前10時から本会議を開きます。

日程は、第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第115号議案の議案14件に対する質疑並びに市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員